



令和8年度

# 富士市勤労者住宅建設資金利子補給制度

◆◇ 勤労者の皆さまの住宅取得を応援する制度です！ ◆◇

勤労者の良好な住宅取得の促進を目的として、静岡県労働金庫〈ろうきん〉から住宅資金の貸付を受けた場合に、富士市が支払利子の一部を補給します。

住宅資金融資のお申込みと富士市勤労者住宅建設資金利子補給金の申請は、〈ろうきん〉が窓口となります。



## 【利子補給の概要】

☆利子補給率	年0.3%
☆利子補給金の負担者	富士市
☆補給対象融資限度額	1,000万円
☆補給期間	10年以内
☆対象商品	返済期間10～40年のろうきん住宅ローン ・変動金利型 ・固定金利特約型 ・全期間固定金利型 ・無担保住宅ローン「25（えがお）」

受付期間： 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※受付期間中に貸付を受けた方が対象となります。募集枠に達し次第、受付を終了します。

本制度のお申込みの際、裏面の要件を必ずご確認ください。

### ご融資に関するお問合せ

ろうきん富士ローンセンター（ろうきん富士支店2階）

TEL：(0545) 52-8333

営業時間 平日 9～17時（水曜のみ9～19時）

日曜 9～12時、13～17時

※日曜は要予約、祝日・年末年始は休業日。水曜のみ17～19時も営業。いずれの営業日も一部営業しない日があります。

### 利子補給制度に関するお問合せ

富士市役所 産業交流部 商業労政課 雇用労政担当

TEL：(0545) 55-2778

（平日8時30分～17時15分）

### 富士支店(富士ローンセンター)

〒417-0055 富士市永田町2-36 TEL (0545) 53-2525

TEL (0545) 52-8333 (ローンセンター)



ATM 平 8:00～21:00  
土 日 祝 9:00～19:00

# 富士市勤労者住宅建設資金利子補給制度のご利用要件

《 令和8年4月1日現在 》

## 1. ご利用いただけるお客様

【富士市の区域内に自ら居住する住宅を建設（購入）し、若しくは増改築し、または宅地を購入する勤労者（原則事業主に雇用されている方）で、以下の全ての条件を満たす方が対象となります。】

○市税の完納者である方（市税完納証明書の提出要）。

○宅地のみを購入する場合は、本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している方、または市内の事業所に5年以上勤めている方。

○<ろうきん>が指定する保証機関の保証が受けられる方。

## 2. ご利用の対象となる住宅及び条件

○建物の床面積（住宅部分）は50㎡以上280㎡以下。

○店舗、事務所を併用する場合は、その面積が全体の2分の1を超えないこと。

○住宅を増改築する場合は、増改築後の居住の用に供する部分の床面積が40㎡以上であること。

○敷地面積は、330㎡までとし、宅地購入にあたってはご融資日より5年以内に住宅を建築できる方。

○原則、<ろうきん>が、ご融資対象の土地、建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。

※審査の結果、ご希望に添えかねることもありますので、あらかじめご了承ください。

※その他条件は、ろうきん住宅ローンまたは無担保住宅ローン「25（えがお）」に準じます。

## 3. 利子補給の内容

○補給対象 融資を受けた額の内、1,000万円以下の額に係る利子

○補給期間 10年以内

○対象の商品 返済期間10～40年のろうきん住宅ローン

・変動金利型

・固定金利特約型

・全期間固定金利型

・無担保住宅ローン「25（えがお）」

○補給金の交付 お客様が支払った利子のうち年0.3%分を上期分（4月1日から9月30日まで）と下期分（10月1日から3月31日まで）とし、年2回それぞれ5月末・11月末までに<ろうきん>お取引口座に振込みます。

## 4. 必要書類

○市税完納証明書（富士市役所収納課で取得ください。他市町村に在住の方は各市町村で取得ください）

※その他<ろうきん>が指定する書類（詳しくはお問合せください）。

## 5. その他

○市で定める交付の条件に該当しなくなった場合に利子補給金の交付が途中で切り上げになる場合があります。

○市への申請手続きを静岡県労働金庫に委任する委任状と、市が利子補給制度ご利用者様の個人情報を確認することへの同意が必要となります。

○住宅ローン、無担保住宅ローン「25（えがお）」に関する詳しい説明書は<ろうきん>店頭にご用意しています。

○返済額試算は<ろうきん>営業店窓口またはホームページで入手いただけます。